



たんぽぽ



～まわりの方々の見守りが、 高齢者等の消費者被害を防ぎます～

高齢者をターゲットにした悪質商法(問題商法)や詐欺被害が、残念ながら後を絶ちません。悪質商法とは、商品購入の意思が無いのに言葉巧みに勧誘して信用させ、一時的に相手をその気にさせて商品などを売りつける商法です。また、公的機関などを装い、銀行口座などを指定して現金を振り込ませる「振り込め詐欺」などの被害も起こっています。

高知県立消費生活センターが発表している「消費生活相談状況」によりますと、相談事例の契約当事者は、60歳以上が全体の約42%を占め、依然として高齢の方からの相談が多い状況にあります。

被害にあった人の中には、被害にあったことを「恥ずかしい」と思って泣き寝入りをしたり、被害に気づかなかつたりする高齢者もいます。

高齢者の悪質商法・詐欺被害を防ぐためには、地域のみなさんの見守りが大切です。日常生活や仕事のなかで、さりげなく見守ってくれるよう、ご協力をお願いします！

室戸市民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は地域住民の一人として身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役を担っています。現在、室戸市では76名の民生委員・児童委員が活動しています。民生委員は児童委員を兼ねています。民生委員・児童委員の内5人は主任児童委員として子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。また室戸市民生委員児童委員協議会ではタウンポリスとして地域自主防犯活動にも努めています。

民生委員・児童委員の日啓発パレード

毎年5月12日は民生委員・児童委員の日です。5月12日からの一週間は「民生委員・児童委員 活動強化週間」として、民生委員・児童委員の存在や活動について周知を図っています。室戸市民生委員児童委員協議会では令和5年5月16日に室戸警察署協力の元、青色回転灯搭載車両を使用し室戸市内にて啓発パレードを行いました。



第1回定期総会



令和5年5月21日、「令和5年度 第1回定期総会」を開催しました。室戸市長・植田壯一郎氏と、室戸市社会福祉協議会会長・木下恵介氏より祝辞をいただきました。令和4年度事業報告や収支決算等議案の採決を行いました。また室戸警察署による青色回転灯自主防犯パトロールの講習を受けました。

こんな変化に要注意!!!!

- ◆ 宅配物や郵便物がひんぱんに届くようになった
- ◆ 見知らぬ訪問者が次々に訪れている
- ◆ 不自然な工事を繰り返しているようだ
- ◆ 急いでATMに行ったり、何度も銀行に行ったりしている



「あれ?」と思ったら...

まずは、「どうしましたか」「何か困っていますか」と声をかけましょう。具体的に何があったのか事実関係を確認し、消費者被害にあつた危険がある、または被害にあつている時には、地域包括支援センター(22-5158)や室戸市産業振興課(22-5116)室戸警察署(22-0110)への相談を勧めてください。



まずは誰かに相談してください!

または
消費者ホットライン
188
いややまで!

「注意していたつもりだったのに、自分はだまされてしまったのではないか」、「契約した後で家族に報告したところ、叱られてしまった・・・」など、悩んでいることがあつたら相談してください。また、いくつかの条件が整っていれば『クーリング・オフ制度』により、契約を解除できる場合があります。

★ ★ 室戸市地域包括支援センターTEL:22-5158 (8:30~17:15 土日祝を除く) ★

成年後見制度について

成年後見制度とは認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「ご本人」といいます。)について、ご本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は判断能力が不十分になる前に申立する「任意後見制度」と判断能力が不十分になってから申立をする「法定後見制度」があります。

任意後見制度はあらかじめご本人自ら選んだ人(任意後見人)に、将来支援が必要になったときにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度で、公証役場で手続きが行えます。

法定後見制度は、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。

成年後見制度についてのご相談は室戸市生活支援相談センターで受け付けております。なお、相談員不在の場合がありますので予め電話にてご予約をお願いします。

室戸市生活支援相談センター TEL:22-2660 (8:30~17:15 土日祝を除く)

寄付のお礼

古切手・未使用ハガキ

(有)芸東建設 様
匿名2名 様

缶詰・白米

匿名2名 様

無料法律相談のお知らせ

日時: 令和5年7月28日(金) 13時~
場所: 室戸市保健福祉センターやすらぎ2階 第1会議室

土地や財産、金銭的な事柄など日常生活における心配ごとや悩みごと、その他専門的なことで相談したいことがあればお気軽においでください。なお、相談は予約制となっておりますので、下記の連絡先までご予約をお願いします。

安芸ひまわり基金法律事務所 TEL:0887-35-8200
(午前10時~午後4時 土日祝を除く)

令和4年度 室戸市社会福祉協議会 事業報告

新型コロナウイルス感染症のパンデミックから3年余りが経過し、従来からの少子高齢化や人口減少といった課題を背景に、貧困や社会的孤立の拡大など福祉や生活を取り巻く環境は一層深刻となっております。令和4年度は国、県でまん延するコロナ感染症の影響でデイサービスセンターを3日休業したものの利用者総数は前年度を上回ることができました。

また、第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）の「健康で心ゆたかに暮らし続けられるむろとへ ～助け合い・支え合い 共に生きる～」を基本理念とし、住民ニーズにあった計画になるよう室戸市と連携して取り組みました。

生活支援相談センターにおいては、ボランティアセンター「くらサポ」を立ち上げ、高齢者等の生活支援に取り組むなど事業拡大を図りました。さらに、障害者の支援としては新たに日中一時支援も開始しました。

各種の事業については、多様化する住民ニーズに対応できるよう、行政や関係機関・団体等との連携と協力を得るとともに、研修会へ参加するなど職員の資質向上を図りながら各事業の推進に取り組みました。

事業名	事業内容
福祉基金運営事業	賛助会員 86名 特別会員 9名 寄付金 1団体
法人運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 理事会 5回 評議員会 5回 監査会 1回 事務局体制の充実 事務効率向上の推進 関係機関・団体との連携強調 法律相談事業への協力(高知弁護士会・法テラス・ひまわり基金・室戸市との連携) 福祉基金及び会員・会費制度の理解促進 広報活動の充実(社協だよりの毎月発行/関係団体の福祉活動の紹介と理解促進/ホームページの充実)・法外援護の推進(行路者の援護0件)・行政との連携強化
法人後見事業	法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人(以下、「成年後見人等」)になり、親族や専門職が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。現在の受任件数4件 累計受任件数10件 終了件数6件
生活福祉資金貸付事業	貸付状況:177件(福祉費4件、教育支援資金2件 緊急小口資金6件 総合支援資金5件) 相談状況:相談者 154人 延346件 長期滞納者の調査と償還督促(文書督促 4回)
地域福祉活動	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護・福祉ネットワークづくり 室戸市ネットワーク会議の開催、高齢者福祉の推進、福祉教育の推進 ボランティアの育成 ボランティアセンターの設立、音訳ボランティアへの協力、子ども食堂支援 室戸市民生委員児童委員協議会との連携強化 共同募金・歳末たすけあい募金運動と地域福祉の増進
日常生活自立支援事業	自分ひとりで判断することが難しくなっている高齢者や障害者の方たちが、安心して日常生活が送れるように、専門員や支援員がお手伝いする。利用者数 51名
訪問入浴事業	在宅でのねたき高齢者等の入浴困難者に対する入浴車の派遣 ※介護職が確保できず休止中
配食サービス事業	在宅での食事づくりが困難な要援護高齢者に対する配食サービス(週2回訪問) 実施状況 204日 利用者数 115人 延食数 6,077食
デイサービス事業	実施状況 253日 延通所者数 6,022人
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請受付相談事業	緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯や再貸付について不承認とされた世帯等が支給対象となる新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の相談対応や申請受付を行う。 相談件数 98件(うち新規相談者数 18件)
生活支援ボランティア活動事業	日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター」と「協議体」を配置して、地域住民の互助による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりの推進 第2層協議体 室戸岬地区(1回) 吉良川地区(1回) 第1層協議体 室戸市(1回)
生活支援ボランティア活動事業(くらサポ)	市民の参加と協力により、65歳以上の者及び介護保険第2号被保険者が困ったときに住み慣れた家や地域で暮らし続けられるように、生活支援サービスを有料で行い、住民相互の支え合い活動を促進することを目的とする。 利用申込者数 9名 協力会員 16名 利用実績 12件
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保する事業。(児童発達支援センター通所後の障害児等の見守り) 利用者数 2名 延利用者数 45名 実施日数 34日
生活困窮者自立支援事業	これまで十分ではなかった、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を拡充するもの。生活保護の受給が必要な方に対しては、適切に生活保護制度につなげるとともに、生活保護から脱却した後の生活支援も行う。自立相談支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業の3つからなる。 新規相談件数 27件 利用者数 自立相談支援 14名 家計改善支援 3名 就労準備支援 1名 支援調整会議 10回 27件
障害者(児)相談支援事業	特定相談契約者数 51名 障害児相談契約者数 17名

令和4年度 室戸市社会福祉協議会 決算報告

事業名	事業内容
室戸市地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアマネジメントの実施 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援 自立支援・介護予防の推進に向けた取り組み 予防給付・総合事業給付管理 介護予防給付実績 1,504件(内新規 35件、委託 126件) 介護予防支援業務 対応延人数 5,036名 総合相談支援業務 相談支援:延件数3,693件 権利擁護業務 高齢者虐待の対応と啓発 通報・届出数 12件 消費者被害等の防止と啓発 日常生活自立支援事業、成年後見制度等活用の促進と支援 養護老人ホームへの措置入所に向けた支援 支援困難事例への対応 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 関係機関との連携体制作り ケアマネジャーに対する支援 介護支援専門員のニーズ調査 2回 ケアマネひろば 10回 延参加者数 217人 主任介護支援専門員連絡会 3回 延参加者数 25人 研修会・事例検討会の開催 4回 延参加者数 64人 ケアプランチェック:3事業所 サービス担当者会議への参加:2件 支援困難事例への関係機関等との連携のもとでの具体的な支援方針の検討、指導、助言 相談実件数 80件 ケース会議の開催 5件 地域ケア会議の開催 5回 検討事例数 6件 認知症施策の推進への協力 在宅医療・介護連携の推進への協力

収入		決算額(円)	支出		決算額(円)
事業活動	会費収入	217,000	福祉基金運営事業		377,012
	分担金収入	1,740,350	法人運営事業		24,618,987
	寄付金収入	160,000	生活福祉資金貸付事業		2,883,013
	補助金収入	25,250,077	地域福祉活動事業		671,440
	受託金収入	75,095,519	日常生活自立支援事業		4,597,467
	事業収入	1,859,250	訪問入浴事業		0
	介護保険事業収入	58,773,811	配食サービス事業		7,752,694
	障害福祉サービス等事業収入	3,444,230	デイサービス事業		52,549,508
	雑収入	429,298	生活困窮者自立支援金受付相談事業		498,680
			生活支援体制整備事業		2,185,936
			日中一時支援事業		125,569
			生活支援ボランティア活動事業		15,339
その他の活動	受取利息配当金収入	5,454	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	7,672,113
	その他の収入			家計改善支援事業	3,946,087
	積立資産取崩収入	2,000,000		就労準備支援事業	4,572,319
	その他の活動による収入		地域支援事業	総合相談支援業務	38,621,188
				介護予防ケアマネジメント	513,426
				権利擁護業務	36,043
				包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	237,866
			介護予防支援事業		5,957,956
			障害者相談支援センター		4,559,123
			補助金等返還金		7,193,598
前期末支払資金残高	22,585,673	繰越金		21,975,298	
合計	191,560,662	合計		191,560,662	